

小樽市環境基本計画（原案）の概要

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の背景

- (1) 今日の環境問題
- (2) 国内外の環境に関する取組 ～ 世界・国・北海道の動向
- (3) 小樽市の環境に関する取組

2. 計画の目的

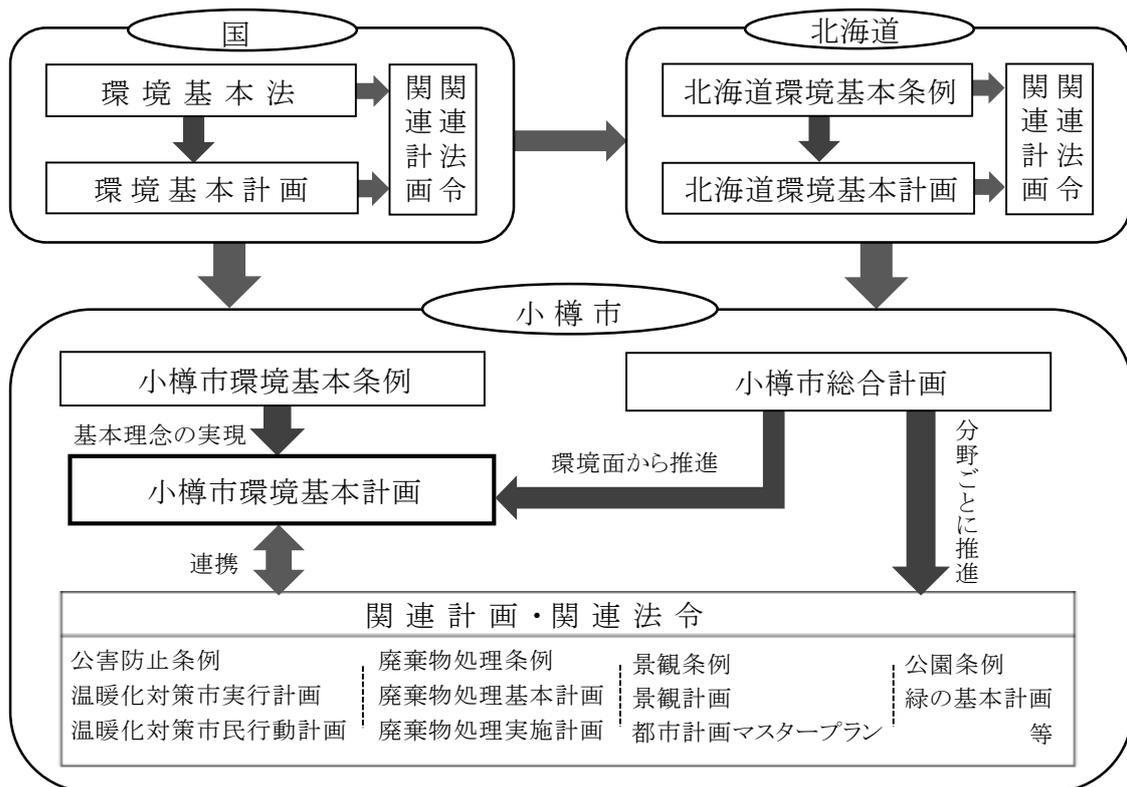
小樽市環境基本条例第3条に掲げる環境の保全及び創造に関する4つの基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題に対処するための環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

基本 理 念	① 良好な環境を確保し将来の世代へ継承していく。 ② 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築する。 ③ 市民、事業者、市が相互に協力・連携する。 ④ 地球環境保全に自主的かつ積極的に取り組む。
--------------	---

3. 計画の位置付け

小樽市環境基本条例第8条の規定に基づき策定するもので、本市環境行政の最も基本となる「環境分野のマスタープラン」であり、市の個別計画や事業と連携をとりながら、小樽市総合計画を環境面から推進していくものです。

計画の実施に当たっては、環境に関わる市の計画や条例等のほか、国や道の環境基本計画及び関連計画・法令とも整合性を図り、環境施策を総合的に進めていきます。



4. 計画の対象

対象とする地域は、小樽市全域、対象とする環境の範囲は6分野とします。

範囲	要素
自然環境	森林、河川、海岸、植物、動物、自然とのふれあいの場 など
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質 など
廃棄物・資源循環	廃棄物処理、リサイクル など
社会環境	公園・緑地、水辺、歴史的・文化的遺産、景観 など
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨 エネルギー など
環境学習・環境活動	環境学習、環境教育、環境情報、環境保全活動 など

5. 計画の期間

本計画の期間は、環境の将来的展望を見据え中長期的な視点に立ち、平成27年度～平成36年度の10年間とします。なお、本市を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

6. 計画の主体

本計画を推進する主体は、市民、事業者、市とします。各主体は、小樽市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに協力・連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

<u>市民の責務</u>	<ul style="list-style-type: none">・日常生活において環境への負荷の低減に努める。・環境の保全及び創造に自ら努め、市の施策に協力する。
<u>事業者の責務</u>	<ul style="list-style-type: none">・事業活動において公害の防止と環境への負荷の低減に努める。・環境の保全及び創造に自ら努め、市の施策に協力する。
<u>市の責務</u>	<ul style="list-style-type: none">・環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し実施する。・施策の策定・実施に当たり、環境への負荷の低減に努める。・本市を訪れる者に対しても施策の周知に努める。

7. 計画の構成

<u>第1章 計画策定の基本的考え方</u> 計画の目的、位置づけ、対象、期間などの基本的事項を示します。
<u>第2章 環境の現状と課題</u> 本市の概況と、環境面の現状及び課題を示します。
<u>第3章 計画の目指す方向性</u> 本市が目指す望ましい環境像とその実現に向けた基本目標を示します。
<u>第4章 計画の具体的取組</u> 本市が展開する環境施策の体系とその具体的な取組を示します。
<u>第5章 計画の推進と進行管理</u> 計画を推進する体制と進行管理の方法を示します。

第2章 環境の現状と課題

1. 小樽市の概況

(1) 位置・地勢 (2) 沿革 (3) 気候 (4) 人口 (5) 産業 (6) 土地利用 (7) 交通

2. 自然環境

(1) 森林 (2) 河川 (3) 海岸 (4) 保全地域等 (5) 植物 (6) 動物
(7) 自然とのふれあいの場 (8) 市民意識

3. 生活環境

(1) 大気 (2) 水質 (3) 騒音・振動・悪臭 (4) 公害苦情 (5) 市民意識

4. 廃棄物・資源循環

(1) ごみの処理 (2) 3R～リデュース・リユース・リサイクル (3) 市民意識

5. 社会環境

(1) 公園・緑地 (2) 水辺 (3) 景観 (4) 歴史的・文化的遺産 (5) 市民意識

6. 地球環境

(1) 地球温暖化 (2) 酸性雨 (3) オゾン層の破壊 (4) エネルギー (5) 市民意識

7. 環境学習・環境活動

(1) 環境学習 (2) 環境情報 (3) 環境活動 (4) 市民意識

第3章 計画の目指す方向性

1. 望ましい環境像

10年後、20年後の小樽市の環境をどのようにしていくかを描く、中長期的な視点でとらえた目標となるものです。

- (1) 第6次小樽市総合計画の方向性
- (2) 小樽市環境基本条例の方向性
- (3) 市民アンケートの意見
- (4) 小樽市の望ましい環境像

豊かな自然に包まれ 歴史と文化が息づく 快適環境・・・
ともに守り 未来へつなぐ 環境にやさしいまち 小樽

2. 計画の基本目標

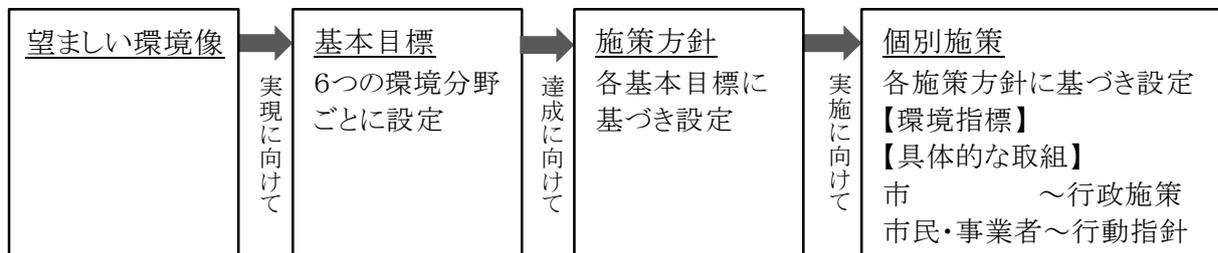
望ましい環境像の実現に向けて、環境分野ごとに、次の6つの基本目標を設定します。

分野	基本目標
自然環境	自然と共生するまちづくり
生活環境	安全で安心して暮らせるまちづくり
廃棄物・資源循環	資源を大切にするまちづくり
社会環境	潤いと安らぎのあるまちづくり
地球環境	地球環境を思いやるまちづくり
環境学習・環境活動	みんなで環境保全に取り組むまちづくり

第4章 計画の具体的取組

1. 施策の展開

望ましい環境像の実現に向け、基本目標ごとに施策方針を設定し、市、市民、事業者が具体的な取組を行っていくことにより環境施策を展開させていきます。



2. 施策の体系

本計画は、6つの環境分野を柱として次のような体系で環境施策の推進を図っていきます。

望ましい環境像	基本目標	施策方針	個別施策
豊かな自然に包まれ ともに守り 歴史と文化が息づく 快適空間 未来へつなぐ 環境にやさしいまち 小樽	自然環境 1 自然と共生する まちづくり	1-1 自然豊かな環境の保全	(1) 森林の保全 (2) 河川・海岸の保全 (3) すぐれた自然の保全
		1-2 多様な生き物の保全	(1) 野生動植物の保護
		1-3 自然とのふれあいの確保	(1) 自然とふれあえる場の創出
	生活環境 2 安全で安心して暮らせるまちづくり	2-1 空気と水がきれいな環境の確保	(1) 大気 of 保全 (2) 水質の保全
		2-2 音や臭いが気にならない環境の保全	(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進
	廃棄物・資源循環 3 資源を大切にするまちづくり	3-1 ごみ減量化と資源物有効利用の推進	(1) ごみの適正処理 (2) 3R の推進
	社会環境 4 潤いと安らぎのあるまちづくり	4-1 緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保	(1) 公園・緑地と水辺の整備
		4-2 良好な景観の形成	(1) まちなみ景観の創出
		4-3 歴史と文化をいかした環境の保全	(1) 歴史的・文化的遺産の保全と活用
	地球環境 5 地球環境を思いやるまちづくり	5-1 地球環境の保全	(1) 地球環境問題に対する取組の推進 (2) エネルギーの効率的な利用と活用
	環境学習・環境活動 6 みんなで環境保全に取り組むまちづくり	6-1 環境保全に対する意識の向上	(1) 環境学習の推進 (2) 環境情報の充実
		6-2 環境を保全する積極的な取組の推進	(1) 環境活動の推進

第5章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制

環境審議会 ⇔ 小樽市 ⇔ 市民・事業者

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

計画(Plan) → 実行(Do) → 点検・評価(Check) → 改善(Action) →

(2) 評価の公表

資料編

1. 小樽市環境基本条例
2. 計画策定の経過
3. 小樽市環境審議会
4. 小樽市環境基本計画策定推進会議
5. 市民意識調査結果
6. 環境基準
7. 用語解説集